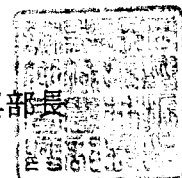


新潟県特別栽培農産物 認証通知書

長振農第 2138 号
令和 4 年 9 月 20 日

長岡市浦4726番地
(有)アグリカンパニーこしじ
代表取締役 西脇 安三郎 様

新潟県長岡地域振興局農林振興部長



令和4年5月6日付けで生産登録した下記の農産物について、新潟県特別栽培農産物認証要綱第12第1項の規定に基づき、認証したことを通知します。
あわせて、下記のとおり認証マークの使用を許可します。

記

1 認証した農産物等

農産物名 (作型名)	面積 a (ほ場数)	出荷予定量 kg	出荷単位	マーク規格 数量 (枚)	現有マークの 規格・数量(枚)	生産登録番号	認証番号
米 ()	面積: 486.30 (14)	その他: 玄米: 9,000 精米: 12,875	玄米30kg 袋、精米5kg 袋	大: 300 中: 小: 2,575 計: 2,875	—	生-22-G-112	G22112 (長岡市)
合計	面積: 486.30 (14)	その他: 玄米: 9,000 精米: 12,875		大: 300 中: 小: 2,575 計: 2,875	大: 中: 小: 計: 0	—	—

2 留意事項

- 1) 認証マークは要領第14第1項に基づき、県で指定の印刷業者(第一印刷所)に認証通知の写しを添えて申し込む。
- 2) 要綱第15に基づき、農産物が認証基準を満たさないことが判明したとき、又は、認証マークの使用許可を受けたものが認証マークを不正に使用したとき等、認証が不相当と認めるときは、認証を取消すものとする。
- 3) 認証者に過失がないと認められる場合を除いて、取消しの翌年から起算して3年間は、当該認証者からの申請に係る農産物を認証しないものとする。